

# 明るい選挙

特集

## 選挙啓発の重要性を考える



### その一票で意思表示

選挙啓発を改めて考えることとした理由  
選挙啓発の意義と課題  
北の大地の体験的啓発論  
市区町村における選挙啓発  
今後の選挙啓発運動を考える  
選挙啓発が行われる広い文脈について

岩崎 正洋(日本大学)  
森脇 俊雅(関西学院大学)  
山本 健太郎(北海学園大学)  
堤 英敬(香川大学)  
中谷 美穂(明治学院大学)  
前田 幸男(東京大学)

14 12 10 8 6 4

若者リレーコラム	松山市選挙コンシェルジュ	3	短信	18
コラム	佐々木 毅(明るい選挙推進協会)	16		
明推協リレーコラム	伊藤 洋典(熊本県明るい選挙推進協議会)	17		

公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



みらいは、  
自分で選ぶ  
選挙にいこーや

チョーコクンとめいすいくん  
ワオキツネザルめいすいくん  
赤間硯めいすいくん  
彫刻(蟻の城)めいすいくん  
宇部市選挙管理委員会・宇部市明るい選挙推進協議会

宇部市(山口県)のご当地めいすいくん

6月に、明るい選挙推進運動のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」と、市民になじみのあるキャラクター等がコラボレーションしたご当地めいすいくんがデビューしました。

「チョコクンとめいすいくん」彫刻をモチーフにした市のイメージキャラクター「チョコクン」が、めいすいくんをおんぶしています。

「彫刻(蟻の城)めいすいくん」市の代表的な野外彫刻「蟻の城」がモチーフです。

「赤間硯めいすいくん」伝統工芸品の赤間硯がモチーフです。

「ワオキツネザルめいすいくん」めいすいくんが、ときわ動物園で飼育されているワオキツネザルになりきっています。

神戸市のご当地めいすいくん募集

「将来の有権者である子供たちをはじめ、多くの方々に政治・選挙に関心を持ってもらうためのきっかけづくり」として、神戸市らしい「ご当地めいすいくん」のデザインを募集(7月1日～8月30日)しました。どんなめいすいくんが誕生するのか楽しみです。

めいすいくん × 神戸らしさ BE KOBE = ご当地めいすいくん



吹田市(大阪府)「投票所を作ろう」

令和6年度関西大学×吹田市官学連携授業にて、大学生の皆さんに出演いただき、啓発動画を作成しました。「選挙の時に何気なく訪れる投票所。実は、道具の並べ方やレイアウト一つに法令遵守のための工夫が込められています。詳しく知れば、次の選挙で投票所を見る目が変わるかも? 吹田市イメージキャラクターすいたんと一緒に、投票所のつくり方、選挙のルールを学んでいきましょう! (吹田市動画配信チャンネルから)」



板橋区(東京都) 都知事選・都議補選の啓発イベント「巨大絵本を作ろう」

6月23日(日)に、区内在住の小学生以下の約40人が地域センターに集まり(1回45分・4回制)、明るい選挙で目指す「みらいの東京」をテーマに、大きな絵本を作りました。作品は区役所1階に設けられた期日前投票所わきに展示されました。参加者は絵の具が服に付かないようにレインコートを着て、選管職員から選挙の話聞いた後、素材のダンボールに絵の具で思い思いに描きました。アーティストが制作を手伝い、区明推協委員もサポート。区は「絵本のまち板橋」を標ぼうしています。



## 松山市選挙コンシェルジュ 10周年、これまでとこれから

私たちの所属する松山市選挙コンシェルジュは今年で活動10周年を迎えました。そのような節目の年ということで本稿では、これまでの活動とこれからの目標について記していきたいと思います。

### ■ 活動紹介

私たちは今まで月一回のミーティングに加え、主に松山市内の高校生に対する主権者教育や児童館での幼児、児童また子育て世代向けのイベント、大学の文化祭での出店等の活動を行ってきました。主権者教育ではただ講義をするだけでなくクイズやグループワーク等も行い、参加型にすることで一方的にならないよう、高校生と一緒に考える授業ができるようにすることを心がけています。そのほかの活動でも選挙コンシェルジュと参加してくれた方々が共に楽しく考え、選挙までの道のりの案内ができるような企画を立てています。現在は令和7年度の参院選に向けての啓発活動の企画を行っている最中で、様々なアイデアが生まれています。

### ■ SNS

去年、松山市選挙コンシェルジュに、若者の投票率向上を図るべく新たに『SNS啓発チーム』が発足しました。Instagramへの投稿を通して特に10代、20代の選挙への関心を高めていくことを目標に月一回ミーティングを行い、より広範囲に周知するために短期間に爆発的に話題になる(バズる)投稿をするにはどうすればいいのかアイデアを出し合い、精力的に活動し



@MATSUYAMA.SENKAN

Instagram二次元コード  
(愛媛県松山市選挙管理委員会事務局)

ています。時には他県の選挙管理委員会が行っている投稿から学ぶこともあります。選挙をもっと身近に感じてもらうための前段階



主権者教育(出前授業)の様子

としてふだん目にするSNSでの啓発が興味を持ってもらうきっかけになればと思います。

### ■ まとめ

主権者教育やイベント出店などの活動で高校・大学や児童館へ行き、小さい子供から大人の方までさまざまな年代の方と交流する中で感じるのは皆さん「選挙に興味がないわけじゃない」ということです。小さな子供は選挙や投票という初めて聞くものに興味津々で私たちの話を聞いてくれますがそれは大人も同じです。興味がないわけではない、むしろ詳しく知りたいと思っている、しかし選挙というところか堅くて難しいイメージがありとっつきにくく、結果敬遠してしまう。選挙を知るための第一歩として興味を持つことはクリアしているのに選挙への近寄りやすいイメージがぬぐえず投票する段階にまでいかない人が多いように感じます。私たちの活動指針は「私たちが楽しみながら啓発活動をする」ということです。啓発をする側が楽しんでいなければ活動は続かず、またそれを見る人も興味を持ってくれません。私たちの活動を「いいな、楽しそうだな」と思ってくれる人を増やすことで結果的に選挙に興味を持ってくれる人が増えることを目標にこれからも積極的に活動を行っていきます。応援よろしくお願いします。

**杉本 和歌菜** 出身地：愛媛県松山市。愛媛県立松山東高等学校出身、愛媛大学社会共創学部産業イノベーション学科2年。

**島津 理加** 出身地：和歌山県和歌山市。私立和歌山信愛高等学校出身、愛媛大学社会共創学部地域資源マネジメント学科2年。



2024年5月に高知市にある高知工科大学・高知県立大学で開催された日本選挙学会研究会において、共通論題として「選挙における選挙啓発運動の重要性を考える」が設けられ、報告と討論が行われました。政治学者による指摘は、選挙啓発の改善に取り組む上で貴重な資料になると考えます。今後、研究と実践の往還が広がることが期待されます。

企画者で司会を務めた岩崎正洋・日本大学教授、報告者の森脇俊雅・関西学院大学名誉教授（兵庫県明い選挙推進協議会会長）、山本健太郎・北海学園大学教授（北海道明推協会会長）、堤英敬・香川大学教授（元香川県明推協会会長）、討論者の中谷美穂・明治学院大学教授（横浜市明推協監事）、前田幸男・東京大学教授に、発表内容にそって、選挙啓発について意見をいただきました。

## 選挙啓発を改めて考えることにした理由



日本大学法学部教授 岩崎 正洋

### ■ 今なぜ「選挙啓発」に注目するのか

しばしば「選挙は民主主義の根幹をなす」といわれる。現代の民主主義においては、人びとが選挙を通じて政治に参加し、自らの意思を実現しようとするという前提が存在する。そこで想定されるのは、選挙に向けられる関心が高く、選挙の際の投票によって自らの意思表明を行おうとする意欲も高く、選挙結果にも期待しているような有権者が大半であり、そのような人びとによって民主主義が支えられていることである。確かに、中学校や高等学校の社会科における「選挙」や「民主主義」についての説明や、大学の政治学入門のレベルでも同様の説明がなされているかもしれない。それだから「みなさん、選挙に行きましょう」というのが主権者教育につながるのだし、選挙啓発にもかかわってくる。

しかし、現実をみると、それほど楽観的でないのかと疑問を感じる。最近の国政選挙での投票率は、衆議院議員総選挙が50%台で推移しており、参議院議員通常選挙は50%前後で推移している。衆議院選挙では約三分の一の有権者が棄権し、参議院選挙では約半分の有権者が棄権

している。これほどまでに低い投票率であるにもかかわらず、選挙は民主主義の根幹をなすといえるのだろうか。選挙での低投票率は常態化しており、今や民主主義の根幹が揺らいでいるのではないかという懸念も生じる。

### ■ 民主主義＝選挙という神話の終わり

最近の政治学において、とりわけ民主主義に関する議論では、選挙を基礎として民主主義を捉えるのは適切ではなく、むしろ選挙以外の側面に目を向けることによって民主主義を捉え直すようとする論調が目につく。ある論者は、選挙で代表を選出するのではなく、抽選によって代表を選出する試みを提起している。また、別の論者は、選挙を通して選ばれた議員からなる議会だけでなく、議会の外側で行われるデモなどの抵抗運動にも価値を見出し、議会の内側と外側との両方で民主主義が実践されることの重要性を指摘している。これらの議論に共通している点は、現代の民主主義において、もはや選挙が機能しておらず、選挙そのものを否定しないまでも、選挙ではない他の側面に民主主義の可能性を求めていることである。いいかえると、

選挙が民主主義の根幹をなすというフレーズは説得力を失っているということこそ、説得力をもち始めていることである。

選挙について考えることは、民主主義について考えることでもある。しかし、民主主義について考えることが選挙について考えることに限定されるわけではない。それだからこそ、現在の民主主義が抱える問題を考えるために、選挙以外の側面にも焦点が広がり、あらゆる角度から民主主義に目が向けられるようになる。その結果として、もはや選挙は民主主義の根幹をなしているのではないという指摘がみられるようになったとしても不思議はない。

## II 選挙啓発・再考

日本選挙学会の共通論題において「選挙啓発」に注目したのは、このような民主主義の現状をふまえ、より積極的に民主主義における選挙の意味や位置づけを改めて考えようと企図したからである。さらにいえば、選挙啓発の意味や位置づけを再考する機会を設ける必要があると考えたからである。現在の民主主義においては、選挙が根幹をなしていないという見方もある一方で、他方では(日本選挙学会での研究蓄積に示されるように)選挙の研究が次々と蓄積されている。もちろん、実際の投票率がどれほど低かろうと、選挙は実施されている。国政選挙であれ、地方選挙であれ、年間を通じて何度となく選挙が実施されており、選挙を研究対象とする限り、研究材料に事欠くことはない。選挙の研究にかかわっていると、選挙が民主主義の根幹をなしているか否かとか、民主主義が選挙以外の側面により重きを置くようになっていないかという点を意識しなくなる可能性がある。目の前の選挙にとらわれ、民主主義における選挙の意味や位置づけについて、「そもそも」という視点からみることができなくなる恐れもある。

選挙と同様に、選挙啓発についてもまた、そもそもの意味や位置づけを考える必要がある。現在の選挙啓発が抱える課題について、「民主主義において選挙が根幹をなすとしたら、その選挙における選挙啓発のもつ意味とは何か」とか、あるいは「民主主義において選挙が根幹をなさなくなっている状況下において、今後の選挙啓発をどのようにしたらいいのか」など、さまざまな視点から考えることは、選挙啓発にかかわる論点を掘り下げることになる。それにより、選挙啓発がこれまで当然としてきたことが今や時代遅れのものになっていたり、あるいは今だからこそ価値をもつようになっていたりするという判断ができるようになる。

選挙啓発に関する議論がともすれば、いつ、どこで、誰を対象に、何を行ったかという論点に集約され、啓発活動の報告に終始するとしたら、形式的な内容となってしまふ。あるいは、啓発の目的は明らかだとしても、啓発活動を行うことが目的となり、啓発することがなぜ重要なのか、啓発によってもたらされる効果を高めるためにはどうしたらいいのかなどについてまで意識が及ばなくなってしまったとしたら、せっかくの選挙啓発が形式的なものになりかねない。選挙にせよ、選挙啓発にせよ、「やればよい」というものではない。一人ひとりの有権者が選挙啓発を通じて、選挙と、その先にあるものの意味を実感するようにならなければ、選挙が民主主義の根幹をなすことはできない。選挙は、一人ひとりの有権者がいかなる未来を望むのかを表明する機会であり、選挙啓発は、有権者がより良い未来を考えることができるようにする機会なのである。

いわさき まさひろ 日本大学法学部准教授等を経て2008年から現職。博士(政治学)。専門は政治学等。著書に『政党システム』(日本経済評論社、2020年)等。1965年生まれ。

# 「選挙啓発の意義と課題—運動と研究の2つの視座から—」報告要旨



関西学院大学名誉教授 森脇 俊雅

## II はじめに

選挙啓発は「明るい選挙」の実現をめざす運動として展開されているが、政治や社会経済情勢の影響を受けてさまざまな課題に当面している。また、選挙啓発は投票行動や政治的社会化と関係しており、政治学の研究対象でもあるが、これまで必ずしも活発に取り組まれてきたとは言い難い。本報告では、運動と研究の両面から選挙啓発の意義と課題を検討しつつ、両者は相互に関連していることを指摘する。

## II 選挙啓発活動の歴史

選挙啓発を組織的継続的に行ってきたのが明るい選挙推進協会と各地の明るい選挙推進協議会(以下、明推協)であるが、戦前の選挙粛正運動に始まる。1890年に第1回衆議院議員総選挙が実施されたが、選挙干渉・妨害や買収・供応など腐敗が横行した。背景には法的未整備や藩閥政府と自由民権派の激しい対立があった。その後も腐敗選挙が続き、選挙の公正をめざす粛正運動が展開された。

第二次世界大戦後、首長公選制が導入されるなど選挙の重要性はさらに高まったが、選挙腐敗は続いた。とくに買収や供応が問題となった。有識者や言論界などから「明るく正しい選挙」の推進が提唱され、選挙啓発活動が展開された。1954年には法改正により、選挙管理委員会が選挙啓発も業務とすることになった。

その後、全体として買収や供応などは減少しつつあるものの、近年は投票率の低下が顕著で、ことに若年層の無関心や低投票率が問題となっている。民主政治の根幹としての選挙へ不参加をいかに防止し、関心を高めていくのかが

主要な課題である。

## II 選挙啓発活動の現状

選挙啓発活動はいまや大きな曲がり角にあり、さまざまな困難に直面している。まず、人口減少が運動を直撃している。少子高齢化社会への突入は運動の担い手の確保に困難をもたらした。少子高齢化社会の到来の前にはすでに山間地や離島においては人口流出が急速に進行していた。そこでは選挙啓発活動の担い手不足は深刻で明推協組織を形成すること自体が困難になった。

地方自治体の政策も影響を与える。1990年代に地方分権改革が推進され、さらに2000年代にはいわゆる平成の大合併が全国的に進行した。地方分権改革は国と地方を対等・協力の関係と位置づけ、地方自治体の役割を増大させた。自治体は多様な業務を担うことになり、これに対応するため行財政改革を迫られた。効率化や歳出削減が進められ、各部署で予算と職員数削減が要請され、選挙管理委員会も対象となった。また、合併により市区町村単位の明推協の再編が求められたが、必ずしも円滑に進んでおらず、明推協組織不在の市区町村が増加した。

さらに2020年早々からの長期にわたるコロナ禍は明推協活動にも深刻な影響を及ぼした。この間も選挙は実施されたが、従来型の選挙運動はできなくなった。外出制限や集会中止などが要請されて選挙啓発活動は大きく制約された。

## II 選挙啓発活動の成果と課題

選挙啓発活動はもともと腐敗防止の選挙粛正運動から始まったが、選挙違反件数や検挙者数は低下してきている。買収や供応も大きく減っ

ている。その要因はさまざまであろうが、選挙啓発活動も貢献してきたのではないか。とくに1968年より展開されている「三ない運動」、すなわち「政治家や候補者は有権者に寄附を贈らない」、「有権者は政治家や候補者に寄附を求めない」、「有権者は政治家や候補者から寄附を受け取らない」は、きれいな選挙のわかりやすいメッセージとして普及した。

人口減少や高齢化の進行にともない投票所数の減少や投票環境の整備が課題となっている。投票所の減少は高齢者や行動の不自由な有権者には投票の困難をもたらす。また、老朽化した建物や設備も投票の困難をもたらす。これらについては明推協の集会や研修会などを通じて問題提起がなされ、改善につながることも多い。

運動体としての明推協の選挙啓発活動には多くの課題がある。先述したように担い手不足が顕著である。とくに若者の参加が少ない。18歳選挙権が実現し、高校生の有権者が登場しているものの、選挙啓発活動に若者の姿が少ないのは問題である。地域の他のボランティア団体との連携も望まれる。かつて地域の婦人会や青年団活動との連携が盛んであったが近年は少なくなった。運動の媒体としてインターネットの活用も望まれる。ことに若者の参加のためには不可欠である。

## II 選挙啓発と投票との関係

近年の選挙啓発は投票率の向上が主な目標と述べたが、選挙啓発は投票とどのような関係にあるのだろうか。これについては、アメリカの政治学者ライカーとオードシュクの定式がよく紹介される。彼らは投票に行くか行かないかを決定する変数として、候補者からの期待効用(PB)、投票するコスト(C)ならびに選挙制度を維持、民主政治を存続させる効用(D)をあげる。そしてPBは低くCは高くなりがちなので、Dが投票するかしないかの要因として鍵になる

と指摘している。選挙啓発や主権者教育の重要性を示している。

では、実際に選挙啓発や政治教育は投票にどれだけ効果があるのか。選挙啓発や政治教育によって投票率が向上したかどうかについて一般的な意識調査やアンケートでは判断しにくい。そこで近年試みられているのが、実験的手法の導入である。谷口尚子は「実験法の最大の強みは、因果的仮説の検証力である」と述べている。選挙啓発と投票参加の関係をフィールド実験の手法で解明しようとした最近の試みとして松林哲也の研究がある。

## III 問題・研究・提言

大学教員や研究者も選挙啓発活動によく参加している。選挙啓発は民主政治の維持存続のために意義があり、また選挙の実態や有権者の態度を知ることができて有益である。ただそれにとどまらず研究領域としても重要である。選挙啓発の研究によって選挙啓発活動の改善をはかることが期待できる。それはエビデンスに基づく説得力のある改善提言となる。

### <主要参考文献>

- ・ William H. Riker and Peter C. Ordeshook, “The Theory of Calculus of Voting,” *The American Political Science Review*, Vol.62(1968), 25-42.
- ・ 杉正夫『日本選挙啓発史』(財団法人明るく正しい選挙推進協議会、1972年)
- ・ 谷口尚子「政治学における実験研究：概要と展望」、『選挙研究』30巻1号(2014年)5-16頁
- ・ 松林哲也『何が投票率を高めるのか』(有斐閣、2023年)

もりわき としまさ 政治学専攻。主著に『小選挙区制と区割り』(芦書房、1998年)、『アメリカ女性議員の誕生』(ミネルヴァ書房、2001年)等。平成16年より兵庫県明るい選挙推進協議会会長。1945年生まれ。

# 北の大地の体験的啓発論

北海学園大学法学部教授 山本 健太郎



## II はじめに

筆者は、2014年に北海道明るい選挙推進協議会委員となり、2016年からは同会長に就任した。足かけ10年ほど、北海道の明るい選挙推進運動に携わってきたことになる。読者の多くもご案内の通り、2016年にいわゆる18歳選挙権が導入されたこともあり、近年の運動は専ら選挙啓発、とりわけ若年層向けの啓発に力点が置かれることが多い。日常的に若者(学生)と接している大学教員が運動の先頭に立っているのも、この点への貢献が期待されているというのが大きいだろう。

だが、いきなりの懺悔で恐縮だが、この10年間十分に運動の活性化に貢献できたかと問われれば、その答えは限りなく否であると自省せざるをえない。個人的な言い訳は、それこそ無限に思いつく。本業が多忙であることや、熱心に取り組んだところで得られる成果がさほど大きくそうには思われず、「コスパ」が悪いことなどなど。とはいえ、これらは何の言い訳にもならない。年に一度の全国フォーラムの場で、各地の先駆的事例の報告を聞くにつけ、運動に携わる人、とりわけ会長の熱意一つで、優れた成果を挙げられている事例があることを思い知らされるからだ。

## II 明るい選挙推進運動の弱点

そのことを重々承知のうえで、しかし我々の運動が抱える構造的な弱点について考察を深めておくのも、全く無意味ではないだろう。一言でいえば、我々の運動の弱点は、それが「上から」行われており、にもかかわらずそれを受け止める「下」が存在しないか、機能不全状態に

陥っていることにある。「上から」というのは、国レベルの協会、そして都道府県レベルの協議会が運動の主体となっており、「下」、すなわち市町村レベルでは必ずしも活発に展開されているとはいえない、という意味だ。

たとえば年に一度開かれている全国代表者会議や全国フォーラムの定期的な出席者は、都道府県と指定都市の協議会会長と事務局員であり、指定都市以外の市町村は原則対象外である。こうなっていることにはもちろん理由がある。一つには、運動の歴史が関わっている。古くは選挙違反の撲滅を主たる目的として取り組まれてきた我々の運動は、中央集権的な時代的背景を色濃く反映して、国主導で出発した。国が旗を振り、都道府県がそれを受けて市町村などに啓蒙していくという形で進められてきたのだ。しかし、地方分権が進行し、基礎自治体の役割が見直されているなかで、このような「上から」の構造の運動が支持され、実質的に機能するのかという問題は避けて通れない。

二つには、運動が歴史的にこうした構造をもっているがゆえに、足元の市町村レベルではそもそも協議会が設置されていない地域も少なくなく、物理的に市町村を巻き込むことが難しいという事情がある。地方の自主性を重んじた運動の姿に作り替えようにも、その担い手が見当たらないのだ。

## II 北海道の実態

たとえば北海道では、政令市の札幌市では、全市と全10区に明推協があり、34ある市のうち27市に設置されている(うち活動実績があるのが23市)。他方、144ある町村では、設置数が

65、うち活動実績があるのはわずか20にとどまる(道選管事務局調べ)。

明推協の設置は、各地域の運動の活性化における必要条件とはいえないかもしれない。しかし、代わりに主たる担い手となりうる選挙管理委員会も、小規模自治体ほど人手不足であり、他部署との兼務などで運動まで手が回らないケースも多い。また、少なからぬ町村部は過疎化に悩んでおり、NPOなどの外部団体に委託する方法も非現実的だ。

今後を考えても、一層の人口減少が不可避的である以上、町村レベルで明推協の活動が今以上に活性化することは、恐らく望むべくもない。他方、選管事務局には定期異動が避けられないから、運動に情熱を傾ける職員が永続的にそこにいるわけではない。勢い、ある程度の人的リソースを割ける都道府県や市町村の明推協にかかる期待は大きくなる。

## II 熱意とその先へ

つまり究極的には、各明推協委員の熱意こそが運動活性化のキーであり、その構造は今後も容易には変化しないということだ。引き続き町村レベルの明推協活性化に期待はかけつつも、それが成し遂げられないことを前提に行動するしかないのだろう。

ただ、とりわけ北海道では、会長に有り余る熱意を付与したとしても、課題はまだ残っている。それは、物理的な距離の問題だ。筆者は札幌に居住し、札幌の大学に勤務し、札幌に事務局のある明推協の会長である。だが、先に述べたように札幌市には活発な活動を行っている明推協があり、道明推協として主体性を発揮する必要は大きくない。そこで札幌から遠く離れた町村部を道明推協がカバーしようにも、北海道は余りにも広大で、日帰りでの活動が困難になる地域が圧倒的になる。

北海道庁には振興局といわれる地域支部があ

るが、厳しい財政事情のあおりを受けて振興局の人員はカットされており、町村と同じく選管職員に十分な余裕はない。かといって道明推協の限られた予算では、会長や委員が場合によっては本業に支障をきたすほどの手弁当を繰り返さなければ、広範囲をカバーすることなどできない。このような運動形態が将来にわたって持続可能なものかと問われれば、その答えは限りなく否であろう。

こう考えると、いかに明推協の委員に熱意があったとしても、眼前に聳え立つ壁はあまりにも巨大であることに気付かされる。とはいえ壁が巨大だからと立ちすくんでいるわけにもいかない。熱意を奮い立たせることと同様に重要なのは、後継者の育成、引き継ぎではあるまいか。

明推協会長や委員の属人的な熱意が決定的に重要であるがゆえに、熱意溢れる会長や委員は余人をもって代えがたくなり、熱意ある者ほど在任期間は長期化しがちだ。だが、その熱意の一端を後継者の発掘、養成に向けておかねば、熱意ある個人が去った後の運動は低迷が避けられない。これはと見込んだ人物がいれば、躊躇なく協議会に引き込んで、「帝王学」を授ける。そして、時期が来れば然るべきポストを譲る。これに成功すれば、運動の持続可能性は高まるだろう。本稿で指摘したように、構造的に我々の運動が先細りであることを前提にすれば、もしかしたらこの仕事は、現状の運動を活性化させること以上に重要かもしれない。先ず隗より始めよ、だ。熱意ある若者は、筆者までご一報をお願いしたい。

やまもと けんたろう 日本学術振興会特別研究員(PD)、北海学園大学法学部准教授などを経て、2019年から現職。博士(学術)。専門は政治学、日本政治。2016年9月より北海道明るい選挙推進協議会会長。1978年生まれ。

# 市区町村における選挙啓発

## 第3次全国市区町村選挙管理委員会・事務局調査を題材として

香川大学法学部教授 堤 英敬



### はじめに

日本では、中央・地方の選挙管理委員会や明るい選挙推進協会、地方自治体の明るい選挙推進協議会などが中心となって、選挙啓発が実施されてきた。選挙啓発には、選挙時に公正な選挙の実現や投票参加を呼びかける臨時啓発と、時期を問わずに政治的リテラシーの向上を目指す常時啓発があるが、本稿ではこのうち、有権者に最も近い市区町村の(明推協が行っているものも含め)選挙管理委員会が実施する常時啓発に焦点を当て、2022年に実施された第3次全国市区町村選挙管理委員会・事務局調査<sup>1)</sup>(以下、第3次選管調査)に基づいて、その現状と課題について検討していく。

### 市区町村における常時啓発の現状

まず、市区町村選管がどのような常時啓発を実施しているのかを確認しよう。常時啓発は、一般市民を対象としたもの、若者を対象としたもの、小中高校の児童・生徒や大学生などを対象としたものに大別できるが、市区町村選管が中心的に取り組んでいるのは、児童・生徒や大学生などを対象とした啓発である。第3次選管調査によれば、過去5年間に74.6%の市区町村が投票箱や記載台等の選挙器材の貸出を行っていたほか、54.7%と半数を超える市区町村が小中高校での出前授業を実施している。

これに対して、一般市民を対象とした啓発(一般市民向け研修会の開催や一般市民向けのイベントに参加しての啓発活動)に取り組んでいる選管は、14.0%と少数にとどまっていた。

また、若者向けの啓発としては、71.0%の市区町村が(旧)成人式でイベントを実施したり啓発資材を配布したりしているが、それ以外の取り組み(若者向けの研集会の開催や若者の選挙事務への参画など)を行っている市区町村はそれほど多くない。児童・生徒らに対する啓発は、学校を通じて実施することができるのに対し、一般市民向けや若者向けの啓発は、選管自身が企画・運営を行わなくてはならない場合が多いことが、こうした傾向の背景にあると考えられる。

なお、選挙啓発への取り組みには、自治体の規模によって大きな差がある。例えば、政令指定都市では(行政区が実施しているものも含めれば)94.7%が、市区では79.5%が小中高校での出前授業を実施していたが、町村では28.0%が実施するにとどまっている。選挙啓発は、公職選挙法(6条)で選管の責務と規定されているが、選管にとって主要な業務は選挙の適正な管理・執行であり、選挙啓発は「二次的」な業務という認識が一般的であろう。小規模な自治体では、選挙啓発にまで手が回らないというのが実情のようである。

### 常時啓発に対する選管の認識

では、市区町村選管は、選挙啓発に対してどのような認識を持っているのだろうか。第3次選管調査では、臨時啓発や常時啓発、出前授業の必要性について尋ねているが、これらが「必要」、「どちらかという必要」と回答した市区町村は、順に84.5%、76.0%、81.0%であった。このように、市区町村選管は選挙啓発の必要性

を高く認識しているが、2017年に実施された調査における回答と比較すると、必要性に関する認識は6～10%ポイントほど低下している。また、効果についても尋ねたところ、「効果がある」、「どちらかという効果がある」とした市区町村は、臨時啓発が53.3%、常時啓発が39.3%、出前授業が56.9%となっており、常時啓発の有効性は特に低く認識されていた。さらに、2017年に比べると、選挙啓発を有効だと認識している市区町村は大幅に(20～25%ポイント)減少している。これは、「わからない」という回答が大幅に増えたことによるものであり、「効果がない」という回答が著しく増加したわけではないが、いずれにしても、市区町村選管が選挙啓発の効果について懐疑的になっていることは否めないように思われる。

## 常時啓発の実施を規定する要因

最後に、常時啓発や出前授業の実施を促進したり阻害したりする要因について検討する。マルチレベル分析という統計的手法を用いて、どのような要因が常時啓発や出前授業の実施と関係しているのかを分析したところ<sup>2)</sup>、まず、財政的に豊かな自治体や選管事務局の専任職員が多い自治体ほど、常時啓発や出前授業を幅広く実施していることが分かった。前述したように、小規模な市区町村では常時啓発への取り組みは活発とは言い難いが、その背景には、選挙啓発を実施する上で必要とされる人的、財政的な資源への制約があると言えよう。また、市区町村の人的、財政的資源や都市化、投票率などからの影響を考慮しても、選挙管理委員会が主権者教育がよく話題に上っていたり、選管事務局が常時啓発や主権者教育の必要性を強く認識していたりすると、常時啓発や出前授業が行われやすくなる傾向があることが確認された。日本の選挙管理機関は、政策・監視部門である選

挙管理委員会の下、選管事務局が実務を担う体制がとられているが、市区町村が置かれた環境が厳しいものであったとしても、両者の関心や熱意が高い市区町村では、常時啓発への取り組みがなされているようである。さらに、市区町村が行う出前授業に(講師の派遣やプログラム・教材の提供などによって)都道府県選管が関与している度合いが高いほど、市区町村は出前授業を行いやすくなるとの結果も得られた。

こうした分析結果からは、多くの市区町村選管は、人的、財政的な資源の制約を受ける中で、選挙管理委員会や選管事務局の熱意を頼りに常時啓発を実施しているという現状が浮かび上がる。ただ、こうした状態が持続可能だとは言い難いだろう。本稿の分析からは同時に、都道府県選管などのサポートがあれば、単独での実施が難しい市区町村でも常時啓発を実施できる可能性があることが示唆された。こうした結果を踏まえれば、都道府県選管や近隣市区町村の選管、さらには選挙啓発に取り組む様々な外部団体との連携を深めていくことが、常時啓発を活性化させる一つの方策となりうるのではないだろうか。

(注)

- 1) 選挙ガバナンス研究会(代表者：大西裕神戸大学教授)が、2022年1月～2月に、全国1916の市区町村選管事務局に対して実施したもので、回答数は1564(回収率81.6%)であった。
- 2) 詳細については、堤英敬(2024)「市区町村における選挙啓発：第3次全国市区町村選挙管理委員会・事務局調査を題材として」日本選挙学会2024年度総会・研究会報告論文を参照されたい。

つつみ ひでのり 香川大学法学部講師等を経て2013年から現職。専門は選挙分析、政党政治論。著者に「なぜ君は小選挙区で勝つたのか：香川一区」共著『2021年衆院選』(法律文化社、2022年)等。元香川県明るい選挙推進協議会会長。1972年生まれ。

# 今後の選挙啓発運動を考える

## ～三つの報告を踏まえて～

明治学院大学法学部教授 中谷 美穂



報告では、啓発の担い手として、公的機関である市区町村選管、公的機関以外では明るい選挙推進協会・協議会と広域自治体の明推協が取り上げられた。前者(市区町村選管)は選挙啓発の最前線で積極的投票権の保障を図るべく活動している。また後者(明るい選挙推進協会・協議会)は、歴史の長さ、範囲の広さ、参加人数(公式HPでは65000人)、どれをとっても右に出る啓発団体はない。日本の選挙啓発運動を考える上で重要な担い手が取り上げられており、報告ではこれらの「研究対象としての重要性」とともに「啓発運動の現状、効果、課題を議論する重要性」が提示されていた。以下、三つの報告内容について、今後の啓発運動のあり方を検討する上で重要と考えられる点に触れながらコメントをしていきたい。

### 森脇報告から

まず森脇氏の報告では、明るい選挙推進協会・協議会の歴史や活動の変遷、活動効果と課題、選挙啓発を研究テーマにすることの有用性等が提示され、運動を概観することができた。論文では活動に大きな影響を与えた政治社会情勢要因として人口減少、平成の大合併、民主党事業仕分け、新型コロナウイルス感染症等が挙げられた。一つの運動の歴史を記録していく上で、こうした要因が具体的に地域の活動にどのような影響を与えたか、把握される必要を感じた。

活動の成果としては選挙違反の減少、投票環境の改善への寄与が示された。特に後者(投票環境の改善)について、選管職員にとって明推

協委員とのやり取りは、地域住民の声を拾えることから有意義であり、実際に投票環境改善に反映されたことも多くあったと推察される。これらが丁寧に調査で拾えて記述されていくと、運動参加者のモチベーションにもつながるのではないかと感じた。

これに加えて成果としては、運動参加者自身の政治意識の向上も入るのではないかと考えた。筆者がかつて横浜市で実施した推進員等への意識調査では、区の明推協活動を通じて得られたこととして「横浜市政に対する関心が高まった」「投票参加への意欲が向上した」との回答が6割、7割あった。また女性ほどその認識をより強く感じる傾向も見出されていた。明推協活動には女性も多く携わってきたと考えられ(実際に横浜市はそうであった)、政治意識の底上げに寄与したのではないかと考えられる。これらを把握するべく明推協参加者への意識調査も行われると良いのではないかと。

最後に活動の課題が複数挙げられていたが、その中に「政府や自治体の付属機関視されがち」であることが指摘されていた。実際の政治を学ぶ必要性が、有権者になる高校生からも求められている中で、いかに明推協がこれを克服できるかが課題と感じた。ある地域では明推協委員も参加し、若者と議員の座談会が長く開催されていることを鑑みると、選管との近さから自分たちの活動を制約しがちな側面もあるのではないかと、実は実際の政治と子どもたちをつなぐ役割も担えるのではとも考えた。

## 山本報告から

続いて山本氏の報告では、面積が最も広く且つ高齢化・人口減少が進む地域を多く含む北海道での明推協の活動について、内部に深く関わっているからこそ知りえる実態、課題、苦悩が提示された。活動の実際では当協議会の構成メンバーが示された。他の協議会構成を知る機会は少ないが(横浜市と)意外と似ている構成だと感じた。すなわち、メディアの関係者、青少年団体の関係者が含まれている点である。メンバーとは年1回顔を合わせて会議をするのみとの話だったが、争点教育や現実の政治を知る主権者教育を進める上で、また活動参加者に若者を増やす意味でも有用なネットワークとなりうる。これを資源として活用していく方法も今後は考えられると良いのではないか。

活動の課題では町村での協議会設置率の少なさが示された。今後、市町村単位での協議会設置が現実的ではない地域も考えられ、都道府県明推協の役割を再考する必要性を感じた。遠く離れた町村への対応はコロナ禍で学んだオンラインの活用だろうか。

また報告では「熱意が運動の根幹」であり、それを引き出す啓発効果をめぐる研究の意義が提示され、森脇報告でも指摘されていたが、まさしくその通りと認識する。それとともに次のこともできないか。とかく投票率の高低が運動の成果指標となりがちだが、投票率は時々の要因(候補者数や天候、競争率など)によって変化するものである。そのため、投票率以外の指標、例えば、研究知見で投票参加を促すと言われている要素に活動を分解し、それに寄与していること自体を成果として、運動参加者自身(選管職員含めて)に認識してもらうことも、熱意の持続につながるのではないか。

## 堤報告から

最後に堤氏の報告では、市区町村選管・事務局への調査という貴重なデータを用いて、常時啓発、出前授業の市町村レベルの活動実態が提示された。自治体規模による活動量と内容の違いがあること、また熱心にこれらを行う選管の特徴が示された。財政・人的資源がある地域ほど、また選管職員が必要性を認識しているところほど、そして出前授業については都道府県選管が関与しているところほど実施しているとのことだった。こうした現状を突き付けられると、資源の制約がある市区町村ではどう対応できるのかを考えざるを得ない。やはり都道府県の役割が重要になってくるように思うが、市区町村を積極的にサポートしている都道府県の特徴を把握するべく、広域自治体への同様の調査も必要であろう。

また職員の必要性の認識と常時啓発や出前授業実施との関連が見出されており、職員の熱意の維持も必要になってくる。果たしてそれもどうやって可能だろうか。選挙権年齢引き下げを契機として民間団体も啓発の担い手として誕生してきており、こうした民間団体の活動の対象者、内容、活動範囲などを把握し、公的機関や明推協の活動と比較することで、範囲の広域性、対象者の網羅性などにおいて、後者の意義も明確になっていくようにも思われた。また団体相互に補い合う点も明示的になるのではないか。いずれにせよ今後の選挙啓発運動ならびに研究を考える上で、多くの示唆が得られた三報告だった。

なかに みほ 専門は政治行動論、政治心理学。博士(法学)。横浜市明るい選挙推進協議会監事。著書に『地方分権時代の市民社会』(共著、慶應義塾大学出版会、2011年)「投票啓発活動の政治意識に対する効果」(『法学研究』92号、2012年)等。

# 選挙啓発が行われる広い文脈について

東京大学大学院情報学環教授 前田 幸男



3人の報告者と1人目の討論者の先生方は各地域の明るい選挙推進協議会で様々な貢献をしておられます。内情を把握した上で、現在の選挙啓発が直面する問題について興味深い議論の材料を提供して頂きました。一方、私は明るい選挙推進協会の意識調査の監修はしていますが、啓発活動については一切関わったことがありません。その意味で、外側からの論評となることをお断りした上で、私なりに選挙啓発を考えるための広い文脈について、3点に絞って議論したいと思います。

今回、討論準備をするに当たって選挙管理あるいは選挙ガバナンスに関連する論考に目を通しました(大西 2013、2018)。私自身がよく知っている政策分野との対比では、選挙管理行政と統計行政を取り巻く状況は非常によく似ています。統計の作成と国政選挙の運営は、全国一律に実施されるものですが、各自治体の総務企画系部門で担うことが多く、また、職員削減の対象になりやすいことは共通しています。些末な論点かもしれませんが、両者とも、全国で教育機関を通じて啓発のためにポスターや標語のコンクールをやっています。そして、何よりも、統計も選挙結果もその数値が正確であることが当たり前とされています。

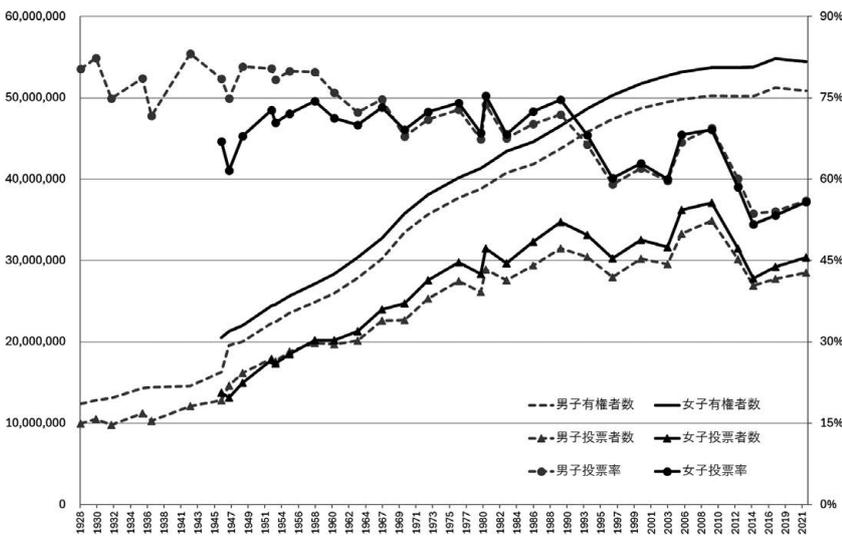
しかし、正確な統計や選挙結果は、実際は多くの人々の努力の上に成り立つものであり、適切な人員配置や作業の管理ができなければ、辻褃合わせの数字が作り出されることが起こりえます。統計については2021年12月に発覚した国土交通省の「建設工事受注動態統計」における不正(数値の書き換え)や、2018年12月に発覚した

厚生労働省「毎月勤労統計調査」における標本抽出方法の変更が記憶に新しいところですが、選挙管理においても、少し前の話になりますが、第47回衆院選(2014年12月実施)における仙台市青葉区の選挙集計不正(白票の水増し)や、第23回参院選(2013年7月)における高松市の選挙集計不正(白票の水増し)がありました。これらの行政上の不正は、人員や資源の不足という、同一の構造的な問題から生じているように思われます。

次に、投票率の推移について確認をします。私は投票率について議論をする際に、有権者数および投票者数も合わせて考える方が良いと考えています。何故ならば、有権者人口が増加する局面では、投票者数が増えていても投票率が下がることもあるからです。具体的には、図1をご覧ください。最初の男子普通選挙である第16回衆院選(1928年)から、直近の第49回衆院選(2021年)までの男女別有権者数、投票者数、そして投票率を示しています。

現行憲法下で行われた第24回衆院選(1947年)から第48回までは有権者人口は基本的に増加を続けてきました。<sup>註)</sup>投票者数も最初は有権者数の増加に合わせて増えて行き、選挙毎の変動はあるにせよ、投票率自体は横ばいだったように思われます。その傾向が変化したのは、第39回衆院選(1990年)から第41回衆院選(1996年)の時期であり、有権者数が増加しても投票者数が増えなくなります。投票率改善のために啓発を行うならば、投票率低下が始まった時期について検証し、その原因を探る必要がある様に思われます。

図1 男女別衆院選有権者数・投票者数・投票率(1928-2021)



出所 『日本の長期時系列統計』総務省統計局および『選挙結果調』から作成

三点目は、有権者が直面する情報環境についてです。政治や選挙についての情報は多くの経路で提供されます。それこそ、①政党や候補者は党派的な立場で有権者に様々な情報を提供し支持を訴えますし、②新聞やテレビなどでは基本的に中立の立場から多くの政治報道がなされ、その中で、③常時あるいは臨時の選挙啓発が行われているのが現状です。啓発を単独で考えるのではなく、有権者が受け取る情報の総体のなかで啓発の役割なり効果を考えるべき必要があるように思われます。

最後に、投票率が高いことは一般的には望ましいことと理解されていると思いますが、投票率の高低と、党派毎の得票率が連動すると、話は違ってきます。少し古い話ですが第42回衆院選(2000年)の選挙期間中に森喜朗首相(当時)は、態度未決の有権者について「そのまま(選挙に関心がないと)寝てしまってくれば、それでいいんです」と述べ物議を醸しました(『朝日新聞』6月21日朝刊)。実は、政治報道における扱いの大きさや知名度で優越的立場にある与党や(野党を含む)現職候補者は必ずしも投票率の改善に熱心ではありません。そもそも政治家が有権者に情報を提供することに熱意が

ないのです。日本の公職選挙法では、選挙の公示日から投票日前日までしか選挙運動はできないことになっています。この選挙期間は第23回から第27回衆院選では26日前後確保されていました。それが徐々に短縮され、第41回衆院選(1996年)以降はわずか12日しかないのです。そもそも選挙運動と政治活動を区別する日本の公職選挙法の仕組みは特異であり、これほど短い期間しか選挙運動を許さず、か

つ、その方法について細かい規制をしている国は日本だけではないかと思われ(佐藤・丸本2010)。選挙啓発それ自体の意義は今日でも高いと思いますが、どのような文脈で啓発が行われているのかをよく理解し、そして、場合によってはその文脈を提供している制度枠組みの変化を求めていくことも重要ではないかと考えます。

注) 第47回からは選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことには注意を要する。

<参考文献>

- ・佐藤令・丸本友哉「我が国の選挙運動規制の起源と沿革—大正14年普通選挙法制定の帝国議会における議論を中心に—」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』2010年11月。
- ・大西裕編『選挙管理の政治学：日本の選挙管理と「韓国モデル」の比較研究』有斐閣、2013年。
- ・大西裕編著『「公正・公平」を目指す制度運用とその課題：選挙ガバナンスの実態 日本編』ミネルヴァ書房、2018年。

まえだ ゆきお 専門は政治学・世論研究。研究データの保存と共有に関わる政策と実務にも詳しい。1969年生まれ。

## 本協会の新しいあり方を求めて



明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅

明るい選挙推進協会では自らの活動の現況をさまざまな角度から点検すると共に、これからの活動目標について確認作業を始めている。一番分かり易い話としては、地域における人口の偏在傾向を念頭に本協会の組織の実態を改めて確認するといった作業がある。これは組織の物理的生存のためには避けて通れない作業である。また、これまでも折に触れ議論されてきた啓発活動の意義と投票率の問題といった大問題は、変化する環境の中であって、依然としてわれわれの脳裏を離れない難問であることに変わりはない。この作業の結果は明春の全国フォーラムで是非とも議論いただきたいと考え、理事、評議員の方々のご協力を得ながら、成案を得るよう努力中である。

本号は幸い、日本選挙学会研究会での共通論題「選挙における選挙啓発運動の重要性を考える」からその一部を紹介させていただくことができた。そこでは選挙啓発を取り巻くさまざまな環境の分析がなされると共に、民主政と選挙との関係をめぐる根本論まで多彩な観点からの問題提起がなされている。本協会の活動の意義をこうした外部の目を通して「対象化」することにつながる素材については今後とも積極的に取り上げ、内部の議論の活性化のために活用していきたい。

今年は選挙が多い年になったが、周知のように、世界規模での民主主義の退潮が指摘されていることは気になるところである。従来であれば、いわゆる西側先進国はこうした退潮とは無縁なものとしてきたが、今やこうした旧来の民主政にも退潮の波が及んでいる。これらかつて模範とされてきた民主政がその相貌を改める

のを見るのは残念であるが、その「もろさ」に思いを致すと共に自らを鍛える必要も出てこよう。この「もろさ」の源泉は主権者の判断と資質に帰着することになるが、そこではそれぞれの民主政の歴史的事情も大きく影響する。

前回の米国の大統領選挙をめぐることは、敗れたトランプ氏が敗北を認めなかったのみならず、「選挙は盗まれた」という大キャンペーンを展開し、それに呼応する支持者たちが新大統領決定の日に議事堂襲撃事件を起こしたことは広く知られている。正規の手続きに従った政権の交代は民主政の基本ルール中の基本であるが、このルール、更にはこのルールの運用について社会的な合意が困難であり、不満な側が暴力に訴えることが常態化するという事態は民主政の危機の明白な兆候とされる。

また、民主政の危機は多くの場合、非自由主義的・極右ポピュリズムの台頭と結びつき、多数派の名の下、自由の抑圧という形で現れることが多い。具体的には政治活動の制限や言論の抑圧、更には司法権への介入などがあげられる。選挙は確かに権力の樹立を可能にするが、「何でも好きなことが出来る」ような権力を可能にするものではない。ところが極右ポピュリズムのリーダーの中には「何でも好きなことが出来る」独裁権力に好意や憧れを抱く場合が珍しくない。

世界が滔々として民主政に向かっている時代と異なり、その危機のシナリオを頭に入れておき、必要に応じてチェックリストを作らなければならない時代に、われわれは足を踏み入れつつある。それは主権者教育の範囲が広がったことを意味するのみならず、われわれの思考や姿勢のあり方を鍛え直すことを促すことになる。それ故、この度の本協会活動の見直しに際してはこの歴史の観点を加えるようにしたい。それは日本の民主政の確かさを測る試金石でもある。(元東京大学総長)

# 議会・選挙を 自分たちの“場”に



熊本県明るい選挙推進協議会会長 伊藤 洋典

### <公共的課題への社会的関心の低下>

熊本県明るい選挙推進協議会の会長職をお受けして2年あまり経つが、最初の仕事は県の選挙管理委員会から諮問された「今後の選挙啓発及び主権者教育の在り方について」に関して答申を取りまとめることであった。周知のように、国政選挙、地方選挙問わず投票率は低下傾向にあり、どうすればこれを反転させるかは焦眉の課題である。

ところで、主権者教育というと若い人の投票率の低さに目が向きがちであるが、年代別の投票率をみれば分かるように、他の年代の投票率が高い選挙では若い人の投票率も相対的に高く、他が低い時には若い人も下がるという傾向がある。常に一番低いという問題はあるが、社会全体の傾向に左右される面があることも見て取れるのである。

ということは、主権者教育を学校教育だけの問題とするのは正しくなく、社会全体として政治や公共的課題に対する関心を高めることが重要である。しかし、統計数理研究所が実施した日本人の「社会的不満の表し方」の近年の特徴として、「何もしない」が増加傾向にあり、40%に達しつつある。デモや署名といった「合法的な手段」による意思表示は少ない。「選挙で考慮する」が50%弱で一番多いものの、減少傾向にある。いわば「おまかせ民主主義」的な傾向で、全体として公共的な課題への意識が低下してきているのが分かる。これが選挙や政治への関心の低下と通じるものがあることは容易に察することができる。

### <地方政治の場合>

ではどうするか。地方政治の話になるが、熊本県では山鹿市が市議会議員全員で市内のすべ

ての小中学校に出向いて主権者教育を行っている。市議会議員が議員の仕事の説明したり、自分が議員になった理由などを生徒に伝えたりするのである。子どもたちは興味を持って話を聞いている。その効果はまだ分からないが、家に帰って、今日は議員さんたちがきて話をしてくれたというようなことが話題になれば、日頃議員などというものに関心を持っていない親御さんたちも少しは関心を持つかもしれない。

地方政治の場合、その投票率の低さの原因の一つは「議員が何をしているのかが分からない」ということだ。山鹿市のように議員活動の「見える化」の試みもあるが、にもかかわらず、あえて住民の関心を遠ざけているようにしか見えないことも目につく。傍聴席と仕切られた議場。過度に儀式化された議会運営等々。住民報告会や意見交換会など議員たちは工夫して住民との接点を増やそうとしていることは分かるが、肝心の議会運営は住民・フレンドリーとは言い難い。地元新聞社が新人議員に取ったアンケートでも議会運営に関する不満が多かった。議員自身からして不満ならば住民からすれば尚更であろう。

議会も選挙も、自分たちの社会のルールを自分たちで決めるための多様な参加プロセスの一環である。この参加プロセスがあってこそ選挙も各自にとって有意義なものとなる。選挙と議会が真にこのプロセスの一環となり、住民が議会を自分たちの場として感じられるようになれば、それこそ「地方自治は民主主義の学校」となろう。

いとう ひろのり 九州大学大学院単位取得退学、博士(法学)。現在熊本大学教授、著書に「『村』の共同体論の本質と意義—谷川雁と石牟礼道子」(『熊本法学』2022年)、「地方議会における災害対応とその問題点」(『熊本地震と法・政策』成文堂、2022年所収)等。1960年生まれ。

# 短信

## 「地方議会が進める主権者教育事例集」

全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会は、地方議会が進める主権者教育の事例集(都道府県10事例、市町村13事例)を、6月に発行してサイトに掲載しました。

## 2023年度調査研究報告書「地方の政治分野における男女共同参画のための取り組み」

内閣府男女共同参画局は、「地方公共団体の議会における女性議員比率の向上に更なる関心が寄せられ、地方における施策の活性化につながることを期待する」とした報告書を、6月にサイトに公表しました。・アンケート調査「女性議員が増えている地方公共団体はどのような取組をしているか」・ヒアリング調査「女性議員比率向上の背景とは」・コラム「新人女性議員座談会」「女性村長へのインタビュー」

## 「小・中学校における政治的教養を育む教育について 実践協力校指導事例集」

神奈川県教育委員会は、小学校と中学校における政治的教養を育む教育に関する授業実践の様子と実践を基にした指導事例を、平成29年度から県サイトで公表しています。令和6年4月には5年度に行われた2つの事例を追加しています。(事例24) 中学3年・社会[公民的分野]「現代の民主政治と社会～政治家にインタビューをしてみよう～」

## 「学校教育における主権者教育に係るワーキンググループの提言」

岩手県明るい選挙推進協議会に設けられたワーキンググループは7月8日、県選挙管理委員会と県教育委員会に対し、若年層の投票率の向上に向けた学校教育における主権者教育の充実について、選管や教委等が取り組むべき4項目、「小学校における主権者教育の取り組みメニューの整備」「教員に対する主権者教育の重要性等の啓発・広報」「市町村選管の役割と今後の

ロードマップ」「県教委(教育事務所)と連携した取り組みメニューの展開」を提言しました。

## 投票所減少防止のためのオンライン立会い

鳥取県では、Voters79号12-13頁「投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会について」で紹介があったように、選挙におけるオンラインによる投票立会いに取組み、7月19日に江府町長選(7月16日告示、21日投開票)の期日前投票において実施しました。検証は今後になりますが、総務省選挙部選挙課が4月26日付で鳥取県選管に出した通知「投票所におけるオンラインによる立会いについて」が、都道府県選管連合会「月刊選挙」と全国市区選管連合会「選挙時報」2024年7月号に掲載されています。

## 近刊書籍・雑誌から

『倫理資本主義の時代』マルクス・ガブリエル(哲学者)、ハヤカワ新書2024年6月

第8章「子どもたちに選挙権を！」に、「学問分野を超えた専門家のチームが子どもたちの政治活動や投票のあり方の詳細を詰める必要がある。親や法定後見人は子どもと政治を議論する方法を学ばなければならない。それは政治文化を変えるだろう」とあります。

『「シニア」でくくるな!』原田曜平(マーケティングアナリスト)、日経BP2024年6月

第4章「高齢者は「8パターン」アプローチ法決定版」に、デジタル高齢者攻略には8つのペルソナを知るべしとあり、ペルソナ②は社会貢献意欲の高い「ボランティアおじ」だと。高齢者層が主力である明推協の参加者を募るのにも、人口増が続く高齢者層に対して啓発活動を行うにも、参考になる情報があるかもしれません。

『社会科教育 No.784』明治図書2024年8月

永田忠道広島大学教授「単元「若者の投票率から見えるもの」の場合」のほか、樋口雅夫玉川大学教授、木村勝彦茨城大学教授、村井大介静岡大学准教授の記事、小中高での選挙学習等の実践報告と、学ぶこと大盛だと思います。

## 協会からのお知らせ

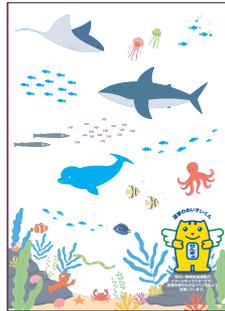
協会が提供するめいすいくん啓発グッズの新商品の一部です。



クリアファイル(グリーン)



クリアファイル(ふきだし)



クリアファイル(うみ)



×名帳(投票用紙風)

### 明るい選挙推進サポート企業制度

明るい選挙推進運動は、第2次世界大戦後の民主的な選挙の黎明期において、実業界、言論界などで提唱され、国民運動としてスタートしました。この歴史を踏まえ、また各企業におかれては多くの社員(有権者)を抱えておられることに着目し、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を設けています。社会貢献活動の一環として、支援をご検討ください。サポート企業に対しては、当誌Votersや寄附禁止周知などの啓発資料を提供するとともに、社員研修などでの主権者教育に関する講演を実施します(交通費実費負担)。

#### サポート会費のお願い

協会は、フォーラム開催、資料作成、意識調査などを実施していますが、明るい選挙推進協議会による会費、趣旨をご理解いただいている団体からの助成金などで運営されています。活動にご理解いただけますとともに、サポート企業制度の安定的な実施のため、サポート会費(一口10万円以上)による支援をお願いしています。

### 寄附に対する税制上の優遇措置

サポート会費は特定公益増進法人に対する寄附として、優遇措置が適用されます(法人税法第37条第4項)。一般寄附金の損金算入限度額①に加えて、特別損金算入限度額②が設けられ、①と②の合計額が限度額となり、寄附金合計額とのいずれか少ない額が損金に算入されます。

### サポート企業として登録いただいている団体

- ・株式会社日本選挙センター(東京都千代田区)  
選挙事務に関わる商品のトータルサポート
- ・株式会社ムサシ(東京都中央区)  
名刺・カードプリント、金融汎用と選挙のシステム機材の開発製造ほか
- ・株式会社新みらい(茨城県つくばみらい市)  
土木・建築・耐震補強工事、技術開発
- ・特定非営利活動法人選挙管理システム研究会(東京都中央区)  
選挙管理委員会が行う選挙管理の支援、使用済投票用紙のリサイクル事業

### 表紙ポスターの紹介

明るい選挙啓発ポスターコンクール  
文部科学大臣・総務大臣賞(令和5年度)

林 純菜さん 香川県立高松工芸高校2年(受賞時)

平田 朝一

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

青色で表されたたくさんの人々の中で、黄色で描かれた手を挙げる人が描かれています。「その一票で意思表示」の言葉からも、しっかり考えて、投票して明るい未来につなげようというメッセージが伝わってくる作品になっています。

**編集後記** 特集では、選挙啓発を共通論題とした日本選挙学会研究会での報告と討論を紹介しました。政治、選挙の学会でこのテーマが取り上げられたのは寡聞にして存じません。企画者である岩崎教授は「民主主義において選挙が根幹をなすとすれば、その選挙における選挙啓発の持つ意味とは何か」「啓発活動を行うことが目的となり、啓発することがなぜ重要なのか、啓発によってもたらされる効果を高めるためにはどうしたらいいのかなどについてまで意識が及ばなくなってしまったとしたら、せっかくの選挙啓発が形式的なものになりかねない」と。ガツンとききました。

宝くじ公式サイトQRコード



編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階  
TEL03-6380-9891

ホームページ <https://www.akaruisenkyo.or.jp/>  
メールアドレス [info@akaruisenkyo.or.jp](mailto:info@akaruisenkyo.or.jp)

投票日のお出かけは、投票所経由で!





一輪車



宝くじ桜



子宮がん検診車



# 宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。



救急普及啓発広報車



宝くじドリームジャンボ絵本



集会用テント



「健康手帳」(冊子)



ベンチ



リスザル展示施設

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人  
**日本宝くじ協会**  
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

